

官報

号外 昭和二十七年三月二十七日

○第十三回 衆議院會議録第二十五号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)
議事日程 第二十四号

午後一時開議

第一 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特殊土壌地帯農産物防除及び振興臨時措置法案(瀬戸山三男君外四名提出)

第三 住民登録法施行法案(銀治良作君外三名提出)

第四 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日会議に付した事件

京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問(小川半次君提出)

日程第一 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特殊土壌地帯農産物防除及び振興臨時措置法案(瀬戸山三男君外四名提出)

日程第三 住民登録法施行法案(銀治良作君外三名提出)

日程第四 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

連合軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)

農林水産省農産物振興局田事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(坂本賢君外二名提出)

森林法の一部を改正する法律案(平野三郎君外二名提出)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

信用金庫法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外十七名提出)

海外からの日本国民の集団引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出)

捕獲審判所の検定の再審査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二十五分開議

○副議長(若本信行君) これより会議を開きます。

京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問(小川半次君提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、小川半次君提出、京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。

京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問を許可いたします。小川半次君。

(小川半次君発端)

○小川半次君 私は、最近頻発する派

出所あるいは職務上事件について、法務省及びこれに関係する各

大臣にお尋ねしたいのであります。

北海道では白鳥警部が射殺され、東

京では御座警部が射殺され、長野県

においては数名の警官が集団暴行を加

えられた上に短銃を強奪されたという恐

ろべき事犯が起つて以来、各地におい

て警官に対する集団暴行や派出所の

要緊、あるいは鶴見、川崎、横須賀等

を初め各地の税務署の破壊等が頻発し

て、国民の不安をつのらしておるので

あります。すでに伝えられておること

く、この悪質な破壊的行動を奨励する

最も根拠的なのは、日共の非法法

規を示すところにあると思つておる二

です。たとへば、その内容の一部に

は、警官の一人々々を居住地におい

て各個に撃破して行くことであるとか、

あるいは家庭における警官を包囲

し、彼らをして番犬であることにいた

たまれなまでに追い込んで行く意識

的、計画的な大規模な工作が重要であ

るような意味で奨励しておるのであり

ます。おれ／＼の想像するところによ

りますと、おそらく今日まで発生し

た事犯は、ほんの初歩的なモデル・ケ

スにすぎないのであつて、今後はさら

に大規模な集団的暴力行為が積極に繰

返されるを思つておられます。これが

ため、警察官を萎縮せしめ、司法権を

睡眠せしめ、国家の権力は無視され、

やがて無政府状態にまで追い込まれ

行くのではないかと、恐ろべき不安

感が国民の間に流れていることが、政

府は見のがしてはならぬのでありま

す。

昭和二十七年三月三十一日

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

第三編 郵傳部 官報

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 京都騒じよう事件の真相に関する小川君の緊急質問

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 京野議員より、事件の真相に関する小川君の緊急質問

交通機関を妨げ、交通所を閉鎖し、民家等に自動車に投石するといふ無稽な行爲であつて、これが労働運動の経緯であるか、若し若者の一部分子の行爲は、昔の首領の如し、一機にも劣る無秩序、無秩序を暴露するものであつて、われ／＼はそのすべてを輕蔑するものであり、特に警道院の取付書野蠻な暴行によつて妨害した事実に対しては、自由と文明の名において断固として容認し得ぬところであり、(拍手、その通り)

以上、白鳥事件あるいは深州府警察事件、税務署破壊、報道関係者に対する暴行妨害事件は、すべて一連の関連があると思われるのであつて、今後さらに大規模の集団暴力が予想されるか、また白鳥事件や、その後頻発した暴力事件の結果が一体どうなつておるか、国民はその結果を知りたいと思つて居るのであつて、この際明らかにしていただきたいのであります。また今回の京都の例を見ても、警察官が逮捕してしまつて、報道記者が暴行されている現場を目撃して居りながら、それをとどめ得ずして傍観して居たという事象も生じたのであつて、こうしたことは、今後の治安上に影響あることと思つて居るので、こゝから閣下についても政府の態度を明らかにしておかなければならないと思つて居ります。

私は、この機会に文部大臣におかれたいのであります。最近、労働組合のデモ隊の中に、高等学校生徒の参加が非常に多くなつて来たのであります。京都の例を見ましても、デモ隊の暴行者の中に、しばしば高等学校の生徒が

含まれて居るのであります。逮捕された、ある高生の手記によりますと、某等の幹部から、君たちは未成年者であるから、事件を犯して逮捕されたら、少年として特別な保護を受ける、また未成年者であるから、新聞にも本名が出ない、たいてい仮名になる、だから恥にはならぬから大いにあはれでくれと煽動されたといふことであり、思ひ切りに未完成であり、すべて一本立ちの出来ない高校生が、労働組合の共同行動に加つて、はたしていいものであるかどうかが、米田においては、未成年者がこうした種々の行動に参加することは禁じられて居るのであります。日本においては、いかなる解釈をとつておられるのか、この機会に明らかにしていただきたいのであります。

次に労働大臣にお尋ねします。開くところにより、まづ、本年のメーデーには各所に暴行事件が發生するのではないかと思つて居るのであります。われ／＼は、労働組合の健全な発展を期するために、秩序あるメーデーの行われることを望みます。最近、一部先鋭分子のため、やむを得ず暴力闘争を主とする傾向に労働組合がなりつつあることは、まづたく遺憾なことであつて、権利と義務を、自己とともに他人を、不規則よりも秩序を尊ぶと、この労働組合が生れることによつて、労働組合がその方向に進むことによつて、日本の産業の発展は労働組合の発展ともなひし進められると思つて居るのであります。(拍手)このときにおいて、もはや一箇月後に迫るところのメーデーに對して、うわさされること、これらの

問題に對して、政府は今のうちから何らかの方法を講じておかなければならぬと思つて居ります。すなわち、労働組合の幹部とともに労働大臣が懇談して、本年のメーデーを秩序あるメーデーに持つて行かなければならぬと思つて居ります。これらの点について労働大臣の意見を承りたいのであります。

以上、私の緊急質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) 答へ

最近各所に暴力行為が行われることは、まことに遺憾であります。白鳥事件といひ、印藤事件といひ、あまな暴力行為といひものは、平和民主国家建設途上において許さるべきでないことはもちろんであります。ことに最近におきます税務署襲撃事件、これはわれ／＼最も重大視して居るのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましても、われ／＼は、特務局、警察に、あらかじめ、左翼激進なる破壊活動分子がある種の計画をして居るといふ情報が入りまして、京都市警察当局に對して、これらの情報を伝えて、それに対処すべきことを要請しておつたのであります。従つて、市警におきましても、相當の警官を配置しまして、これに万全の策を講じておつたのであります。なま／＼かようなことになつたといふことは、まことに残念であります。ことに労働組合が非常なる労働運動をやる途上において、一部の危険なる分子がこれを利用して、かようなことが起つたといふことにつ

いては、私はまことに遺憾に思つて居ります。ことに学生がデモ行進に参加して、それとして極端なる破壊活動に出たといふことは、まことに遺憾に存する次第であります。そこで私が要請したいのは、労働組合が、かような破壊活動分子を利用して居るといふことである筈です。われ／＼は労働組合の健全なる発達をいねがうて居るのであります。おそろしく將來におきまして、さういふことはなからうと思つて居りますが、くれぐれもさうな一部の破壊分子に利用されないやうにということ、この機会に特にいねがう次第であります。また学生については、ことに教育者に、これらの点について十分の反省をいたさうと私は考へて居ります。

そこで、これに對する対策いかんといふ問題であります。私は特務局、警察、自警、検査局が互ひに緊密な連絡をとりまして、あらかじめかようなことの起らないやうに、情報も十分に収集いたしまして、万一過激なことが起つたときには、断固としてこれを取締ること、一方針を持つておののけであります。この機会に申し上げたいのは、自警がいかにも勢力が薄弱であるといふことでもあります。予算の面から申しましても、人員の面から申しましても、はたして警察がよからざる事件について十分対処できるかどうかといふことを苦慮して居るのであります。これに充つては、各位の十分なる御研究をお願いしたいと思つて居ります。私は責任を持つて、これらの点について、將來の機構の改革に當りたいと思つて居ります。ことに国民諸君に對しましては、ぜひともこの左翼

破壊分子の將來の活動に對して十分なる警戒を持つて、それとわれ／＼と互に平衡國家をつくるやうな將來の努力をいねがうたいと思つて居ります。(拍手)

○國務大臣(天野貞祐君) 答へ

労働大臣(吉武惠市君) 答へ

最近における暴力行為につきましては、断じて許すべからざるものでございまして、私もは正常な労働組合運動は決して抑圧する考へはございませぬが、眼界を越えた行動に對しましては、法務課のお話のごとく、断固これを取締りたいと思つて居ります。京都事件につきましては、総評の名のもとに決起大会が行われたのであります。そのうち、一部日雇い労働者の中の左翼分子の煽動があつたやうであります。

来るべきメーデーについてであり、まづ、今日メーデーの計画については、総評側及び總評の幹部とも寄り寄り相談いたして居ります。両方と

破壊分子の將來の活動に對して十分なる警戒を持つて、それとわれ／＼と互に平衡國家をつくるやうな將來の努力をいねがうたいと思つて居ります。(拍手)

三九

も、幹部におきましては、御承知のごとく、今日は大体正常なる組合運動の線に沿つておりますので、このメーデーにおいて左翼分子の蠢動ならしむるべく協議を進めておる次第であります。(拍手)

第一 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(若本信行君) 日程第一、郵便為替法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員長長尾閑義一君。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二(南西諸島との間の郵便為替) 本土と北緯二十九度以南の南西諸島との間において送金する場合における郵便為替については、省令で特例を設けることができる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終案の附録に掲げる)

〔附録一 君登壇〕

○屋岡謙一君 たいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案提出の理由であります。政府は、来る四月一日から、本土と北緯二十九度以南の南西諸島との間に郵便為替の取扱を開始しようとして目下準備中のところ、南西諸島は行政権が分離されておる関係上、これと郵便為替の取扱を開始するためには、琉球臨時中央政府との間にとりきめを必要としたのであります。しかして、南西諸島の特殊地位にかんがみ、このとりきめを純然たる外国との間の條約となすべく同様のものとして取扱ふことは適当でない認めらるるのみならず、この郵便為替業務において内閣郵便為替並の取扱をしようとするときは、右郵便為替が、現行外国為替管理法上、対外送金業務として取扱われ、現行の郵便為替法とすのまゝ適用することができないので、政府は、郵便為替法中にその特例を定め得る根拠規定を設けようとして、本法案を提出するに至つたのであります。しかして、その内容は、郵便為替法に一條を加へて、右の郵便為替について省令で特例を設けることができることにしようとするものであります。

以上、法案の提出理由並びに内容につき御説明申し上げたのであります。二月二十七日、本法案の付託以来、委員会は数回にわたり公議を開き、まず提案理由を聞きまし、政府との間に、琉球郵政庁との間に於ける折衝の進行模様並びにとりきめの内容、小笠原諸島等、同様の事情下にあるものとの関係、省令委任の範囲、外国為替管理面から受ける制約程度等の諸点につき詳細にわたる質疑応答を重ね、審議の概要を述べたのであります。

が、それらの詳細はすべて会議録に譲りたいと存じます。かくて委員会は、昨三月二十六日、本法案に対する質疑を打ち切り、討論を省路の上、ただちに採決に入り可決の結果、多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) 討論の通告であります。これを許します。田代文久君。

〔田代文久君登壇〕

御承知のように、琉球を中心とする諸島は、日本の國の一部でありまして、従つてこれらの地方との郵便為替取引といふものは、当然内郵便為替法によつて実行されなければならぬことは言ひ得ないものであります。しかるに、ただいま提案されました法案は、具体的には、日本の田をもつてこの地方に為替します場合に、田がそのまま向うにそつくりその形で現われ、ドルにしなければならぬというところになるのである。まことに、琉球地方から日本に為替を送ります場合に、ドルを田に代へて送るといふ形態を講ずるのであります。このことは、日本の経済あるいは財政事情が非常に混乱に陥り、日本の田価値が非常に下落するといふような事態に立ち至り、また、この地域を通じてドルになるという

う、ドル買いか、あるいは田の逃避というふうな形をとることは明らかであります。また反対に、ドルをもつて日本の田を膨脹するという余地も残しておるのであります。政府答弁、あつたはた、委員長の説明通りです。これは為替管理法によつてある程度のことな言つておられますけれども、委員会における政府側の答弁におきまして、実際にどうするかという点については、従いまして、私がたゞいま話しましたような点を質問いたしますと、そういう懸念もあるでございまして、どうしようもない、からちきわまる答弁をいたしておるのである。つまり、いかに日本の経済といふものがアメリカのドルによつて支配されておるか、またそれとどう関係があるか、またドルははつきり証明されておるのである。

また、最も重大なる点は、ただいま委員長の説明にもありました通り、琉球臨時中央政府と日本國とが、このとりきめを定むるのであります。おそろしく改進黨の諸君といへども、自由党の諸君といへども、現在琉球臨時中央政府、こういう國家権力、こういう政府がどこにあるか、ということを、だれが言うことができるか。だれも知らないと思う。(拍手)ところが、さういふ郵政権、なぜと申しますと、はつきりしたアメリカの出先になつた出店機と申す日本とが、これがとりきめを定むといふやうな、ばかげた法案になつておるのであります。これをすなわち、日本の自由党吉田内閣がとりつ

あるところの、また反動政權がとりつたところの、國を売り、國を被ばす、売國、亡國政策の具体的な現われである。

先ほど、京都騒擾事件におきまして、何か共産党がこれを使役しておるかのごとき発言がありましたけれども、(その通り)實際國を破壊し、國を不安と混乱に陥れているのは、だれだ。拍手) 改進黨自身である。政府自身である。自由党自身こそが社会不安の根源であるといふことを、私は断言するものであります。従いまして、こういう法案自身が売國勢力の具体的な現われであるといふことは、はつきりいたしておるのである。

かくのごとき観点から、共産党は断固反対するものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

第三 特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案(瀬戸山三男君外四名提出)

○副議長(若本信行君) 日程第二、特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長松本一郎君。

○松本一郎君 たいま議題となりました特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 郵便為替法の一部を改正する法律案 特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法
特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法

(目的)

第一條 この法律は、特殊土じよ、地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによつて、特殊土じよ、地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土じよ、地帯の指定)

第二條 内閣総理大臣は、特殊土じよ、地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば台風の影響を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じよ(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等)特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵蝕を受けやすい性状の土じよをいう。以下同じ。)
2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなげればならない。
(特殊土じよ、地帯対策事業計画の設定)

第三條 内閣総理大臣は、特殊土じよ、地帯対策審議会の意見をきいて、第一條の目的を達成するために必要な特殊土じよ、地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の事業計画を定めたるときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。
(事業の実施)
第四條 前條第一項の事業計画に基づく事業は、この法律に定めものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
(特殊土じよ、地帯対策審議会の設置及び権限)
第五條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他特殊土じよ、地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議するために、総理府に特殊土じよ、地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、特殊土じよ、地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に對し、意見を申し出ることができ(審議会の組織等)
第六條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員十九人以内で組織する。
一 地方自治庁次長
二 大蔵事務次官
三 農林事務次官
四 運輸事務次官
五 建設事務次官
六 経済安定本部副長官
七 都道府県知事
八 都道府県議会議長
九 市町村長
二八 二八

10 市町村議会議長 二八
11 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授 二八
12 農業者の団体を代表する者 三人以内
2 前項第七号から第十二号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
4 会長は、会長を総理する。
5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。
6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
(資料の提出請求等)
第七條 審議会は、第五條第一項に規定する事項の調査審議に關し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に對し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。
(関係地方公共団体等の意見の申出)

第八條 関係地方公共団体その他の者は、第三條第一項の事業計画に關し、審議会に對して意見を申し出ることができ(審議会の経費の計上)
第九條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三條第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。
(特別な助成)
第十條 国は、第三條第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつぱし、その他必要と認める措置を講ずることができ(特別な助成)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失ふ。
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中積算率令(関係地方公共団体等の意見の申出)に次の一項を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失ふ。
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中積算率令(関係地方公共団体等の意見の申出)に次の一項を加える。

特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
--	--

○松本一郎君等 たいまは議題となりました。上林山栄吉君、瀬戸山三男君外四十一名の議員より提出されました特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
最初に、本法案の提案理由(本法案の要旨)について簡単に申し上げます。すなわち、地理的に台風の来襲が特に頻繁であり、地勢上豪雨がはたはたしいのみならず、その地表がシラス、ボラ、コラ、アカホヤ等、特殊な火山噴出物及び花崗岩風化土、その他特に侵蝕を受けやすい土壌でおおわれているために年々災害が累増いたし、かつそれらの土性が農用地としてきわめて低生産性なる地域に對し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立実施することにより同地帯の振興をはかり、あわせて狭小な圃土の利用及びその保全に寄與せんとする点が本法案の要旨であります。
本法案は、三月十四日、本委員会に付託されたのでありますが、その質疑

特殊土じよ、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

底啓の詳細に速記録に載ることとしたし、次にその要項のみを申し上げるといたします。

第一に、目下成案を得つつある国土総合開発法の一部を改正する法律案と切り離して本法案を提出せねばならぬ理由いかんとの質問に對しましては、

国土総合開発法中に規定せる特定地域の中に、本法案でいう特殊土壌地帯もその一部は含まれますが、大部分の地帯は特定地域外にわたるものであつて、本法案の制定により、より強力に河地帯に對する災害防除及び振興に關する措置を確立実施し、民生の安定、国土の保全をはかりたいとの答弁でありました。

第二には、本法案第九條において、濠然と本事業計画を実施するために必要な経費を毎年度予算に計上しなければならぬことを規定してあるのみであるが、本予算は具体的にはいかに計上されるかとの質問に對しましては、本事業計画実施のための予算は、第九條にも明記されてあるごとく、固の予算の許す範囲内において計上されるものであつて、決して強制的な性質のものではない、しかして本事業計画は、その性質上、道路、河川、砂防あるいは農林改良等、相当広範囲にわたるものであり、就つてその予算はおのの建設、農林両省の予算に計上されるものと思はれるとの答弁にございました。

かくして、二十六日、討論を省略して採決に入り、余会一致をもって原案通り可決いたしました次第であります。以上、きわめて簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) 採決いたしました

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 住民登録法施行法案(般治長作君外三名提出)

第四 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(若本信行君) 日程第三、住民登録法施行法案、日程第四、工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長佐瀬昌三君

住民登録法施行法案
住民登録法施行法

(目的)
第一條 この法律は、住民登録法昭和二十六年法律第三十八号。以下法という。施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について法の規定によりなすべき最期の登録に關し、必要な事項を定め、その完全な実施を図ることを目的とする。

(住民票の作製)
第二條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく住民票を作製しなければならない。

第三條 前項の住民票には、法第四條第一号から第七号までに掲げる事項を、法施行の日の前日零時現在の事實に基いて記載しなければならない。(届出)

第四條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく戸籍の附票を作製しなければならない。

(調査員)
第七條 市町村は、最初の登録の正確な実施を図るため、政令で定めるところにより、調査員を置かなければならない。

第八條 市町村長は、最初の登録を受けて、第四條の調査及び住民票の

記載を他これらに附帯する事務を行う。

第九條 この法律に定めるものの外、この法律によつて行へべき登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
第一條 この法律は、法施行の日から施行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前に行うことができる。

第二條 寄留法(大正三年法律第二十七号)は、廃止する。

第三條 この法律の施行前にした寄留法に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四條 前項に規定するものの外、寄留法の廃止に伴ふ必要な経過規定は、政令で定める。

第五條 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく住民票を作製しなければならない。

第四條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく戸籍の附票を作製しなければならない。

(調査員)
第七條 市町村は、最初の登録の正確な実施を図るため、政令で定めるところにより、調査員を置かなければならない。

第八條 市町村長は、最初の登録を受けて、第四條の調査及び住民票の

記載を他これらに附帯する事務を行う。

第九條 この法律に定めるものの外、この法律によつて行へべき登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
第一條 この法律は、法施行の日から施行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前に行うことができる。

第二條 寄留法(大正三年法律第二十七号)は、廃止する。

第三條 この法律の施行前にした寄留法に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四條 前項に規定するものの外、寄留法の廃止に伴ふ必要な経過規定は、政令で定める。

第五條 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六條 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく戸籍の附票を作製しなければならない。

(調査員)
第七條 市町村は、最初の登録の正確な実施を図るため、政令で定めるところにより、調査員を置かなければならない。

第八條 市町村長は、最初の登録を受けて、第四條の調査及び住民票の

記載を他これらに附帯する事務を行う。

第九條 この法律に定めるものの外、この法律によつて行へべき登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
第一條 この法律は、法施行の日から施行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前に行うことができる。

第二條 寄留法(大正三年法律第二十七号)は、廃止する。

第三條 この法律の施行前にした寄留法に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

同項第三号の次に次の一号を加へる。

三 住民登録に關する事項
第十三條の第二項中「第一号乃至第七号」を「第一号乃至第八号」に改める。

第十四條(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「その寄留地又は」を削る。

第二十九條第三号及び第四号中「所在」を「住所」に改める。

第三十條第二項中「及び出生の年月日」を、出生の年月日及び住所」に改める。

第三十三條中所在を「住所」に改める。

第七 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除
第二十一條中「第一條乃至前條」を「第一條乃至第五條又ハ第七條乃至前條」に改める。

第二十七條中「第五條乃至第二十一條」を「第五條、第七條乃至第二十一條」に改める。

沖繩關係事務整理に伴ふ戸籍、恩給等の特別措置に關する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「寄留事務」を「住民登録事務」に、「管掌すべきものは」を「管掌し、又は管理すべきものは」に、「管掌する」を「管掌し、又は管理する」に、同條第三項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第二項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第三項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第四項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第五項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第六項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

第七項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 住民登録法施行法案外一件

第五項中及び寄留手續令(大正三年勅令第三百二十六号)を削る。
地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項の表市町村の項中、「^一戸籍事務費」「本籍人口」を「^一戸籍住民登録費」「本籍人口及び世帯数」に改める。
住民登録法施行法案(報告長作君外三名提出)に関する報告書(「附録」の附録に掲げ)

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案
工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案
工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案

第一條 工場抵当法(明治三十八年法律第五十號)の一部を次のように改正する。
第八條第三項を次のように改める。

工場財団ハ抵当權ノ登記ガ全部抹消セラレタル後若ハ抵当權ガ第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタル後三箇月内ニ新ナル抵當權ノ設定ノ登記ヲ受ケザルトキ又ハ第四十四條ノ二ノ規定ニ依リ登記ヲシタルトキハ消滅ス。
第十二條中「二箇月」を「三箇月」に改める。
第十七條の次に次の三條を加える。

第十七條ノ二 工場財団ヲ分割スル場合ニ於テ分割後ノ工場財団ニシテ其ノ登記所ノ管轄地内ニシテ組織セル工場ナキニ至ルモノアルトキハ登記所ハ分割ノ登記ヲ為シタル後該部ナク其ノ工場財団ヲ再分割スル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ工場母ニシテ之ヲ調整スベシ。
第三十九條に次の一項を加える。
第三十二條第三項ノ規定ハ第一項ノ目録ニ之ヲ準用ス。
第四十二條の次に次の六條を加える。
第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工場財団ト為スコトヲ得
抵當權ノ目的タル甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為シタルトキハ其ノ抵當權ハ乙工場財団ニ付消滅ス。
前項ノ場合ニ付テハ甲工場財団ノ分割ハ抵當權者ガ乙工場財団ニ付抵當權ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。
第四十二條ノ三 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ合併セントスル工場財団ノ登記用紙ニ所有權及抵當權ノ登記以外ノ登記アルトキ又ハ合併セントスル數箇ノ工場財団ノ内ニ二箇以上ノ工場財団ニ付登記ノ抵當權アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。
工場財団ヲ合併シタルトキハ抵當權ハ合併後ノ工場財団ノ全部ニ及ブ。
第四十二條ノ四 工場財団ノ分割又ハ合併ハ其ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス。
第四十三條ノ五 前條ノ登記ノ申請書ニハ工場財団ノ分割ノ記載シタル旨既登記ノ抵當權ノ目的タル工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ分割後抵當權ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ抵當權者ノ承諾アリタルコトヲ証スル書面ヲ添附スベシ。
第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ分割ノ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベシ。
前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録中乙工場財団ニ属スベキ工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工場財団ノ目録ト為スベシ。
前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲工場財団ノ登記用紙中表示欄ニ残余工場ノ表示ヲ爲シ分割ノ因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ。
第一項ノ場合ニ於テハ乙工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ移シテ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記用紙ニ捺印スベシ。
第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙工場財団トヲ合併スル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ爲ストキハ甲工場財団(合併セントスル工場財団ノ内既登記ノ抵當權ノ目的タルモノアルトキハ其ノ工場財団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併ノ因リテ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ。
前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録及乙工場財団ノ目録ヲ合併後ノ工場財団ノ目録ト為スベシ。
乙工場財団ノ登記用紙中表示欄ニハ合併ノ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ。
甲工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ移シ其ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分ノミニ関スル旨ノ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ。
第四十四條の次に次の二條を加える。
第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵當權ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵當權ガ第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ所有權ハ工場財団ノ消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。
第四十四條ノ三 工場財団ノ目的タル抵當權ガ消滅シタルトキハ当事者ハ該部抹消ナク其ノ登記ノ抹消ヲ申請スベシ。
第四十八條第一項中「抵當權ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ」を「^一第八條第三項ノ規定ニ依リ工場財団ガ消滅シタルトキ」に改める。
第四十九條及第五十條を次のように改める。

第十二條第三項ノ規定ハ第一項ノ目録ニ之ヲ準用ス。
第四十二條の次に次の六條を加える。
第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工場財団ト為スコトヲ得
抵當權ノ目的タル甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為シタルトキハ其ノ抵當權ハ乙工場財団ニ付消滅ス。
前項ノ場合ニ付テハ甲工場財団ノ分割ハ抵當權者ガ乙工場財団ニ付抵當權ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。
第四十二條ノ三 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ合併セントスル工場財団ノ登記用紙ニ所有權及抵當權ノ登記以外ノ登記アルトキ又ハ合併セントスル數箇ノ工場財団ノ内ニ二箇以上ノ工場財団ニ付登記ノ抵當權アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。
工場財団ヲ合併シタルトキハ抵當權ハ合併後ノ工場財団ノ全部ニ及ブ。
第四十二條ノ四 工場財団ノ分割又ハ合併ハ其ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス。
第四十三條ノ五 前條ノ登記ノ申請書ニハ工場財団ノ分割ノ記載シタル旨既登記ノ抵當權ノ目的タル工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ分割後抵當權ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ抵當權者ノ承諾アリタルコトヲ証スル書面ヲ添附スベシ。
第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ分割ノ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベシ。
前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録中乙工場財団ニ属スベキ工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工場財団ノ目録ト為スベシ。
前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲工場財団ノ登記用紙中表示欄ニ残余工場ノ表示ヲ爲シ分割ノ因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ。
第一項ノ場合ニ於テハ乙工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ移シテ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記用紙ニ捺印スベシ。
第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙工場財団トヲ合併スル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ爲ストキハ甲工場財団(合併セントスル工場財団ノ内既登記ノ抵當權ノ目的タルモノアルトキハ其ノ工場財団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併ノ因リテ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ。
前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録及乙工場財団ノ目録ヲ合併後ノ工場財団ノ目録ト為スベシ。
乙工場財団ノ登記用紙中表示欄ニハ合併ノ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ。
甲工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ移シ其ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分ノミニ関スル旨ノ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ。
第四十四條の次に次の二條を加える。
第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵當權ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵當權ガ第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ所有權ハ工場財団ノ消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。
第四十四條ノ三 工場財団ノ目的タル抵當權ガ消滅シタルトキハ当事者ハ該部抹消ナク其ノ登記ノ抹消ヲ申請スベシ。
第四十八條第一項中「抵當權ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ」を「^一第八條第三項ノ規定ニ依リ工場財団ガ消滅シタルトキ」に改める。
第四十九條及第五十條を次のように改める。

第四十九條 工場ノ所有者ガ護照

又ハ賃入ノ目的ヲ以テ本法ノ規定ニ依リテ抵当權ノ目的タル動産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

其ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第五十條 前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二條 抵業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のよ

第二條に次の一号を加ふる。 第二條に次の一條を加ふる。

第三條に次の一條を加ふる。 第二條ノ二 探掘權ハ租權ノ目的タルキト雖モ之ヲ抵業財團ニ属セシムルコトヲ得

第三條に次の一條を加ふる。 第二條ノ二 探掘權ハ租權ノ目的タルキト雖モ之ヲ抵業財團ニ属セシムルコトヲ得

第三條に次の一條を加ふる。 第二條ノ二 探掘權ハ租權ノ目的タルキト雖モ之ヲ抵業財團ニ属セシムルコトヲ得

第三條に次の一條を加ふる。 第二條ノ二 探掘權ハ租權ノ目的タルキト雖モ之ヲ抵業財團ニ属セシムルコトヲ得

第三條に次の一條を加ふる。 第二條ノ二 探掘權ハ租權ノ目的タルキト雖モ之ヲ抵業財團ニ属セシムルコトヲ得

工場財團目録は、法務府令の定めるところにより、改製する。

4 前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改製されるまでは、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財團の分割又は合併は、第三項の規定により工場財團目録が改製された後でなければ、することができな

6 この法律の施行前に抵当權の消滅に因り既に消滅した工場財團の登記用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所若しくはその移送を受ける登記所又は工場財團の分割の登記をする登記所が不動産登記法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十号)附則第二項の規定による工場財團登記簿の改製を完了しない登記所である場合における登記については必要な事項は、法務府令で定める。

前六項の規定は、抵業財團及び漁業財團の登記に、第二項から第六項までの規定は、港灣運送事業財團の登記に準用する。

工場抵当法及び抵業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最長号の附録に掲げ〕

〔佐藤昌三君發議〕

○佐藤昌三君 たいま議題となりまして、佐藤昌三君發議に依りて、工場抵当法及び抵業抵当法の一部を改正する法律案につきまして、おのゝく提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、住民登録法施行法案について申し上げます。 第十回会において制定されました住民登録法は、おそく本年七月一日までには施行されることとなつておりますが、最初になされた登録に關しましては、何ら規定が設けられてないものであります。御承知のように、住民登録法の施行に當つては、最初の登録がこの制度の基礎となるものであります。その成果いかんは、その後における運用を左右するものと申しても過言ではないのであります。これがため、当法務委員会におきましては、すでに昨年九月、住民登録法実施に關する基本方針として、住民に一斉調査をさせ、登録事項につき一斉調査をなした上、住民票を作成すべきことを決議いたしましたのであります。本案は、この基本方針にのつとるとともに、その的確な実施に必要な手続上の規定を内容としたものであります。

さて、當委員会におきましては、本案施行に伴う経費の点について、もつぱら質疑が集中されたのであります。提案者側の説明並びに答弁によりますと、同勢調査と同様の方式をもつて一斉調査を行うために、二十七年年度予算において三億六千万円が計上され、なおまた市町村に對しましては、別に平

衡交付金のうちより十億円余りの支出が予定されておられますので、何ら支障がないことがはつきりいたしましたのであります。かくて、質疑終了の上、日本共産党より反対討論があり、採決の結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。

次に、工場抵当法及び抵業抵当法の一部を改正する法律案について申し上げます。 御承知のように、現行法は明治三十八年に制定され、爾來見るべき改正がほとんど行われず今日に至つたのであります。従つて、企業金融に關する担保制度といつたしましては、はなはだ実情にそぐわない点が存するのであります。よつて、財團抵当による金融の便宜を推進させるため、本改正案が提出された次第であります。

改正点のおもなるものは、財團の存続期間を一箇月間延長いたしました三箇月としたこと及び一定の要件のもとに財團の分割合併等を認められたことであります。なお抵業抵当法におきましても、抵業財團の構成物件に工業所有權を加ふること及び財團に屬している探掘權に租權を設定することを認めることの一環が改正されたのであります。

わが党は、この法律が人権蹂躪であり、憲法違反であり、日本の植民地化と日本人の朝鮮化を促進するのである、國民監視のスパイ法であり、日本人の首に番号札をつけさせ、徴用、徴兵するための屈辱的戦争法であること指摘いたしました。住民登録法が提案されて以來強く反対して参つたのであります。諸君、その後約半箇年間の

の結果、多数をもつて政府原案通り可決した次第であります。以上、簡潔であります。御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(若本信行君) 討論の通告があります。これを許します。加藤充君。

〔加藤充君發議〕

○加藤充君 日本共産党は、住民登録法施行法案に對しまして、戦争を憎み、平和を愛する國民とともに絶対反対するばかりでなく、どうしてこれを粉砕せねばならないという考えを持つものであります。住民登録法は、現行の寄宿制度と世帯台帳とを統合して、その欠陥を補足し、徴税、選挙、教育、生活保護、統計、住民の居住關係その他各種行政事務の適正確實な処理を目的にしておる。調査員は、申告が事實に反すると思へば、いくらでも質問を続け、文書その他の提出を命ずることができまゝです。これに従わない者は五万円以下の罰金が課せられることになつておるのであります。さうして、法務総長はこの調査に對する勸告助言ができ、國はまた國で地方行政機關に對し、また都道府縣の知事は市町村に對し、住民票の記載事項に關する報告を提出させる仕組みになつておるのであります。

三九七

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 住民登録法施行法案外一件

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

事態の進展は、まさしくわが党のこの指摘が正しかったことを証明しており、

昨年九月、サンフランシスコ條約の調印、本年二月、日米行政協定の調印、三月の、米国のこの條約の批准、

昨年一月以来、米国の米田は、実はこの既定コースの展開と結実のためのものであります。そして、これと並行し、そのためにこそ昨年六月に、

本年七月一日までに施行されるものとしての住民登録法が押し通されたのであります。米田は、日本田が直接及び間接の侵略に対して、自國の防衛

のためにみずから責任を負うことを期待するといふ、あの安保協定の前文は、明らかに日本に対する再軍備の要求であります。いわゆる間接侵略に対する警務予備隊は、米田軍人の指揮のもとに、外國軍隊と交戦する義務を背負い込まれたものである。このことは、特に行政協定二十四條に明確に規定されているところであります。そして、警務予備隊は、いよいよ十八万の防衛隊として、公然おどろき出さなければならなくなつてゐるのが今日の状態であります。また米田は、その駐留軍のための物資、需品、備品、投務及び労働の調達に関する無制限の権利、権力、権能を掌握いたしました。

て、低賃金、低米価反対、戦争に使う税金反対、米田吉田内閣打倒と、独立と平和を確立するための、米田奴を除く民族解放民主連合政府の樹立など、各種各様の國民的愛國運動の起ることは、今や必然の情勢である。これに対して、吉田政府は、特別保安法の制定、労働関係法の改定、特高警察の復活などを策し、知らず知らずのうちに、

全面的、強制的、刑罰を背景とした戸口調査を敢行する住民登録法とその実施法が、いかなる意向を持つてゐるかは明らかではありませんか。

最後に、地方自治体は、現在國家の委任事務のために、その事務量の七割以上を押しつけられ、地方行政事務並びに地方財政はまったく麻痺、崩壊の状態となつておられます。この施行によつて、七月一日から三月間に約四十万人の調査員を動員し、三億六千万円の臨時費を使つて、第一回の調査をやろうとしておられます。また、年間約三十億の経費がこのためにかかるのである。これは地方平衡交付金の操作によつてまかなわれる。かくて、他の地方行政事務及び地方財政が、この過大な調査登録のために食ひ込まれることは必然であります。

われわれは、地方の行政機關を戦争行政の下請機關になりおわせ、本来の自治行政を放棄させ、押しつぶす本法案に断固反対しなければならぬものであります。反対するばかりでなく、断固この徴兵と徴用と國家總動員の基礎となる本法案の施行をどうしても粉砕しなければならぬと考へてゐるものであります。

以上が、わが党が本法案に反対する理由の大略であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたしました。

委員長の報告を求めます。通商産業委員會議事今泉貞雄君。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法法律案の要旨を簡単に申し上げますと、日本製鉄株式会社法廃止法の附則第五項ないし第七項に規定されてゐる期限を、いま一年延長するということとであります。旧日本製鉄株式会社法の規定によりますと、日本製鉄株式会社は、いわゆる一般担保制度の適用により、社債の発行にあつては、工場抵当法による工場財団を組成する必要がなかつたのであります。しかるがゆゑに、同社の資産について、従来財団組成に必要な措置が講ぜられていなかつたため、日本製鉄株式会社法廃止法の制定にあたり、特に附則第五項ないし第七項を設けて、日本製鉄株式会社及び第二会社たる八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社(二社)に対して、二年間を限つて財団組成のため預り期間を認め、一般担保による社債の発行を認めることと、且返り資金等の担保についても特例を設けたのであります。

しかしながら、官營八幡製鉄所以来の長し歴史と歴大なる資産を有するたため、財団組成の手續は予想以上の日時を要したのみならず、同法制定当時と比べて客観情勢は一変し、わが國鉄鋼業の合理化は内外より強く要請されて参りましたので、これら二社の設備資金需要も、日鉄法廃止法制定当時と比べて著しく増大したため、組成を必要とする財団もおのずから大となつたのであります。以上の理由により、二箇年間の期限である本年八月四日まで

に所要の財団組成の完了がきわめて困難となりまして、さらに一年を限つて延長しようというのであります。

○今泉貞雄君 たいへん議論となりまして日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の、通商産業委員会に

報告書

○今泉貞雄君 たいへん議論となりまして日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の、通商産業委員会に

本法律案は、二月二十一日通商産業委員会に付託され、同月二十九日、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。本案に関する質疑は、三月十一日と十三日の両日にわたり、きわめて熱心に行われましたが、その詳細については会議録を御参照願います。なお、その間、工業に関する小委員会において、本法律案に関し二社の代表を参考人として意見を聴取いたしました。慎重に審議を行いました。

三月二十四日、今泉貞雄外十四名の提案者により、本案に対する修正案が提出されましたので、三月二十七日、通商産業委員会において、修正案の提案理由を、提案者を代表して今泉貞雄より聴取いたしました。

修正案の要旨を簡単に申し上げます。日本鋼鉄株式会社法廃止法の附則第五項ないし第七項の期限を、二箇年に限り、さらに延長を認めようとするものであります。八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の財団組成手続が予想以上に煩瑣であり、多くの日時を要しております。その進捗状況がはなはだしく遅れておるのであります。現在この二社が合理化のために必要とする資金需要は非常に膨大な額に上っており、かつ現在のごとく内外の経済状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長では若干の不安があると思われるのであります。かたして、この期限の延長が一般債権者等を侵害するおそれありませんので、一般担保に関する満期期間を、原案のごとく、それ／＼一年延長するよりは、それ／＼二年間延長する方が適當であるというのがその理由であります。

修正案の説明聴取後、討論を省略し、本法律案に対する修正案及び修正部分を除いた原案を一括議題として採決の結果、多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。右御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)

○議事録司書 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを早めます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長松本一郎君。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案
連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律

連合国軍人等住宅公社法(昭和二十五年法律第八十二号)は、廃止する。

附則

- この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 連合国軍人等住宅公社(以上公社といふ)は、この法律施行の日において、解散する。
- この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、国がその時にいて一般会計に承継するものとする。
- 特別調達庁は、特別調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)第三條に掲げる事務の外、公社の解散に関し必要な整理事務を行うことができる。
- 内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならない。
- 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。
- この法律施行前にした行為に対する開削の適用については、なお従前の例による。
- 特別調達庁設置法の一部を次のように改正する。
- 第三條第一項第四号を削る。
- 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九條第一号の三を削る。
- 附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。

11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号の六の二を削り、同條第六号の六の三を同條第六号の六の二とする。

12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。

13 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

14 公社の昭和二十六年年度の決算については、なお従前の例による。

○松本一郎君登壇
「松本一郎君登壇」

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○松本一郎君登壇
「松本一郎君登壇」

本案の要旨を申し上げます。連合国軍人等住宅公社法は、昭和二十五年一月に、総司令部警備に基いて、米國対日援助員返り資金よりの借入金をもつて連合国軍人等のための住宅を建設して、これを賃貸することを目的として設置されました法人であります。しかして当初は、連合国軍人等より直接徴収していた賃貸料をもつて見返り資金の返済に充てていきましたが、昭和二十六年五月、総司令部警備により住宅は接収され、それ以後、賃貸料は総司令部より支出することとなりまして、公社は單なる中間機関となり、その存在理由がなくなつたので、事務の簡素化、経費の節減等の見地より、今回これを廃止せんとするものであります。

本案は、三月二十二日、本委員会に付託されて以来、慎重に審議いたしました。詳細は速記録に譲ることいたします。

次いで討論に入り、自由党を代表して村瀬山委員より、改進黨を代表して連合軍總司令部の警備により住宅が接収されて以来、当初の法律の存在意義と目的とは失われたのであるから、すみやかに本法の改廃を国会に諮るべきものであつた、それが現在まで

三九九

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議第二十五号 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

放置されたことは、はなはだ遺憾である、という意見の開陳がありました。さらに、日本共産党を代表して本案に反対する旨の討論がありました。採決の結果、多数をもって本案は可決すべきものと決定せられました。

○議長(林權治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であり、採決の結果、多数をもって本案は可決すべきものと決定せられました。

○議長(林權治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(坂本實君外二十三名提出)

○議長(林權治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(坂本實君外二十三名提出)

○議長(林權治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林權治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林權治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、右両案を一業として議題とした。委員長の報告を求めました。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「前項の規定」を「第一項及び第三項の規定に改め、同項を第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加へる。」

一 農地に係るもの
二 農用施設に係るもの
三 林道に係るもの
イ 奥地新植林道に係るもの

その他の林道に係るもの
当該部分の十分の七・五
四 農用施設に係るもの
当該部分の十分の九
前項の地域は、その年ごとに農林大臣が指定する。

この法律は、公布の日から起行し、昭和二十六年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(坂本實君外二十三名提出)に関する報告書

農林法等の一部を改正する法律案(森林法の一部改正)

第一條 森林法(昭和二十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「十月三十一日」を「十一月三十一日」と、同條第四項中「十二月三十一日」を「翌年の一月二十五日」に改める。

第十六條第二項但書を次のように改める。

含む。の規定による森林区実地計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合

第一項の規定による森林区実地計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合

第十六條第六項本文中「第二項但書の場合には、その増加部分」を「第二項第三号の場合にはその増加部分、同項第三号の場合にはその公表があつた伐採立木材積の数量以下この項において同じ。」に、同項中その許容限度を「それぞれその許容限度」に改め、同項但書中(第二項但書の場合には、その増加部分)を削る。

第十六條第七項を第八項とし、以下第六項一項ずつ繰り下げ、同條第六項の次に次の一項を加へる。

第七 都道府県知事は、第三項の規定により許可した制限林又は普通針葉樹別の主開伐合計の伐採立木材積が森林区実地計画に定められたその許容限度に達しない場合には、その六月一日(その日が日曜日にあつたときは、その翌日)に、当該森林区実地計画に定められた第八條第五項第

三号又は第四号のそれぞれの許容限度に達する数量の範囲内において、新たに許可すべき用材林新植林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主開伐合計の伐採立木材積のそれぞれの数量を定めて公表することができる。

第一項中「及び第三十三條(第四十四條)において適用する場合を含む。」と、第三十三條(第四十四條)において適用する場合を含む。及び第三十四條第一項(第四十四條)において適用する場合を含む。に、同項第一号中「必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けるとき。」を必要があるとき。」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項第一号の規定により森林の立木材積を伐採した者は、三十日以内に省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十九條中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十二條第三項中「営林局長」を「営林署長」に改める。

第三十四條第一項中「立竹を伐採し、」の下に「立木を相備し、」を加へる。

第四十四條中「第三十九條の規定を、」の下に「保安施設地区の指定の解除については、第三十三條の規定を、」を加へる。

第五十三條第二項中「必要年限」の下に、前項第四号に掲げ

る事項については、あらかじめ農
用委員会の意見を聞き、これに基
いて」を加える。
第五十七條に次の但書を加え
る。

但し、第五十條第一項の規定
による協議については、同項の
認可があつた日から六箇月以内
に届け出た場合に限る。

第五十九條第二項中「第四号の
下」に、「第二項」を加える。
第六十二條中「関係人」を「土地
の所有者及び関係人」に改める。
第六十四條を次のように改め
る。

(土地收用法の適用)
第六十四條 土地收用法(昭和二
十六年法律第二十九号)第百
三條(賠償負担)、第百四條(担
保物權と補償金又は替地)、第
百六條第一項、第三項及び第四
項(買受權)並びに第百七條(買
受權の消滅)の規定は、この章
の規定による使用又は收用に係
る土地に適用する。この場合に
おいて、同法第百六條第一項但
書中「第七十六條第一項」とある
のは、「森林法(昭和二十六年法
律第二十四号)第五十五條
第一項後段」と読み替へるもの
とする。

第七十九條第六項中組合は、
の下に森林火災損害賠償法(昭和
十二年法律第二十五号)の定める
ところにより森林火災損害賠償に
関する事務を取扱ひ、又は「を」加
え、「保証し、又は」を「保証し、
若しくは」に改める。

第二百一十條第一項中「組合の議決
を経て」を削る。
第百十八條の見出し中「民法」を
「民法及び商法」に改め、同條中「理
事の代表者」の下に「並びに理
事の代表者」を加え、「同法」
を「民法」に改める。
第二百二十二條中「第二百四十四
條(總會の議事録)」を「第二百四
十三條(延期、執行の決議)」「第
二百四十四條(總會の議事録)」に改め、
同條後段を次のように改める。
この場合において、民法第六十
四條中「第六十二條」とあるのは
「森林法第百三十三條」と、商法第二
百四十三條中「第三十三條」と
あるのは「森林法第百三十三條」と、
同法第百四十七條第一項中「第
三百四十三條」とあるのは「森林法
第百二十一條」と読み替へるもの
とする。

第百九十一條第一項中「第四章
の規定による都府県知事の裁定
のうち損失の補償に関する部分を
削る。」を削り、同項に次の但書
を加える。
但し、第四章の規定による都
府県知事の裁定のうち損失の
補償に関する部分及び第三項の
規定により土地調整委員会の裁
定を申請することができる処分
については、この限りでない。
第百九十二條第二項後段を削
り、同條に次の一項を加える。
3 第十八條第一項第三号、第二
十五條、第百二十六條、第二十七條
第三項但書、第三十四條第二項
(第四十四條)において適用する
場合を含む。)、第四十一條若
しくは第四十三條第一項の規定
による処分又は第二十八條に規
定する処分不服がある者は、
その不服の理由が眞實又は採石
業との調整に関するものである
ときは、その処分につき土地調
整委員会の裁定を申請すること
ができる。
第二百七條第一号中「第三十一
條」の下に「(第四十四條)において
適用する場合を含む。」を、同條第
二号中「第三十四條第一項」の下に
「(第四十四條)において適用する場
合を含む。」を、「立竹を伐採し」
の下に「立木を採掘し、」を加え
る。
第二百一十條中「四」を「三」
に改める。
〔附右林野法の二部改正〕
第二條 附右林野法(昭和二十六年
法律第二十四号)の一部を次の
ように改正する。
第七條第二号中「土地收用法(明
治三十三年法律第二十九号)」を
「土地收用法(昭和二十六年法律第
二十九号)」に改める。
附則
1 一の法律は、公布の日から施行
する。
2 土地調整委員会設置法(昭和二
十五年法律第二十九号)の一
部を次のように改正する。
第三條第三号中「使用又は收用」
を「使用、收用その他の利用」に改
め、
第四條中「第十五号を第十六号と
し、第十五号として次の一号を加
える。
十五 森林法(昭和二十六年法
律第二十四号)第百九十一
條第三項の規定による異議
を裁定すること。
第二十五條第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同項を第三項と
し、同條第一項の次に次の一項を
加える。
2 森林法第百九十一條第三項の
規定による規定の申請は、理由
を明らかにした書面により、処
分のあつた日から六十日以内に
しなければならない。
森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出)に關す
る報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔平野三郎君君提〕
○平野三郎君 たいいま議題となりま
した、坂本實君外二十三名提出 農林

水産施設設置費復旧事業費国庫補助の
暫定措置に関する法律の一部を改正す
る法律案並びに平野三郎外二十三名提
出、森林法等の一部を改正する法律案
につき、農林委員会におきま
す審議の経過並びに結果の概要を御報
告いたします。
農林水産施設設置費復旧につしまし
ては、現行の農林水産施設設置費復旧
事業費国庫補助の暫定措置に関する法
律によりまして、政府は復旧事業者に
對し、農地及び一般林道については事
業費の五割を、また農業用施設、奥地
幹線林道及び水陸協同組合の維持管理
する漁港施設については六割五分を國
庫補助いたしまして、これが復旧に努
めて来たのであります。しかしなが
ら、この現行法におきましては、被害
の軽重大小を問はず、一律に同率の補
助をいたしておりましたので、地方的に
激甚な被害をこうむつた地方の農林漁
業者の負担は非常に過重となりまし
て、ために復旧が困難となり、生産力
の回復向上並びに農林漁業者の経済安
定上にも多大の支障を與へていたので
あります。この実情にかんがみまし
て、農林漁業者が災害復旧のために負
担し得る経済能力を越えた激甚な被害
をこうむつた場合には、その限界を越
えた部分に対しては高率の補助金を交
付して復旧を促進するようにいたそう
とするのが、本改正法案提出の理由で
あります。
本法案は、去る三月十九日日本農林委
員会に付託となり、翌二十日、提案者
を代表して坂本實君から提案理由の説
明を聴取いたしました。
次いで、昨二十六日質疑を行いました
ところ、自由党から千賀委員と

昭和二十七年三月二十七日

議院會議録第二十五号 農林水産施設設置費復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

私、社会党非土委員の各委員から、地立を日課にせよと云うが、食糧増産が最要事であるので、これに對し、雇傭補助を強化する必要がある、また、農家経営の実体から見て、政令に規定すべき高率補助適用の基準は五万坪程度とすべきであるとの強い要望がございしました。なお詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

質疑を了りましたので、本日討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、森林法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、去る第十回会で制定されました森林法並びに国有林野法につきまして、今般の土地收用法の全文改正に伴ひ、この両法律中に準用いたしておりました関係規定を格別いたしましたところ、森林法につきましては、実施後の状況にかんがみまして、四折半運用を期するため、およそ左の四點につき改正いたさうとするものであります。

第一點は、森林区実施計画に基づく伐採の許可の申請は年一回となつておられますが、伐採立木材積が森林区実施計画に定められた許容限度に達しない場合に限り、許容限度の範囲内で、都道府県知事は新たに伐採の許可ができることとしたこと。

第三點は、保安林に關しましては、立木の損傷につきましても、都道府県知事の許可を要することとしたこと。

第四點は、市町村長が国有林野またはそれに近接する土地について火入れを許可する場合は營林署長の承認を足ることとしたこと並びに出資森林組合及び出資森林組合連合会の指導監督のため年一回の定期検査を行うこととしたこと。

本法案は、三月二十四日、本農林委員会に付託し、翌二十五日、提案者を代表して私から提案理由の説明をいたしました。

以上をもつて御報告を終わります。拍手。
○議長(林讓治君) 本農林水産業施設整備復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長の報告の通り決すに御異議ありませんか。
○議長(林讓治君) 御異議なしと認められます。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に森林法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告の通り決すに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林讓治君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
信用金庫法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外十七名提出)
○議長(林讓治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、佐藤重雄君外十七名提出、信用金庫法の一部を改正する法律案、右五案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを存じます。

○議長(林讓治君) 議事日程追加の緊急動議を認められんことを存じます。
○議長(林讓治君) 御異議ありませんか。
○議長(林讓治君) 御異議なしと認められます。よつて日程は追加せられました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、信用金庫法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事中山長君報告。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
第一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第一條(富徴税)の下に「(財産税)を加え、及び印紙税」を、「印紙税、酒税及び揮発油税」に改める。

第三條第一項中「規定する對外支拂手段」の下に「及びその他命令で定め、これと同等の価値があるもの」を加え、「地方債又は同法」を「地方債、同法」に改め、「受益証券」の下に「又は貸付金債権」を加え、「又は配当所得」と、配当所得又は当該貸付金債権の利子」に改め、「第十八條」の下に「若しくは第四十一條」を加え、同條第二項中「又は証券投資信託の受益証券」を「証券投資信託の受益証券又は貸付金債権」に改め、「収益」の下に「若しくは利子」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第三條の二 所得税法の施行地に

住所及び一年以上居所を有した個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有した法人が、その有する第五條第一項に規定する事業の用に供する工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む。)で、これらの法律の施行地外に於て取得したもののおも命令で定めるもの提供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支拂を受ける所得税法第一條第二項第六号に規定する所得については、同法第十七條、第十八條及び第四十一條の規定は、これを適用しない。

前項に規定する個人又は法人が、その有する同項に規定する命令で定めるもの提供に因り、昭和二十八年一月一日以後支拂を受ける所得税法第一條第二項第六号に規定する所得に對する同法第十七條、第十八條及び第四十一條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、当該工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む。)が第五條第一項に規定

住所及び一年以上居所を有した個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有した法人が、その有する第五條第一項に規定する事業の用に供する工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む。)で、これらの法律の施行地外に於て取得したもののおも命令で定めるもの提供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支拂を受ける所得税法第一條第二項第六号に規定する所得については、同法第十七條、第十八條及び第四十一條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

する事業の用に供するものであり、且つ、所得税法の施行地外において取得したものである旨を示して、その所得の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の記載を受けた場合において、その記載を受けた期間に限り、これを適用する。

第四條第三項中「所得税法の施行地における」を削り、「通常必要な金額が同法」を通常必要な金額として大蔵大臣の定める金額が所得税法に改める。

第五條第一項中(その年の総所得金額から所得控除第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定により控除をなす場合においては、当該所得の収入金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ)を削り、同條第四項第一号及び第二号中「技術に関する権利」の下に「若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの」を加える。

第五條の二第三項中(その年の総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額)を削る。

第五條の三に次の一項を加える。

第五條一項及び前條一項並びに第一項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條の十三の次に次の一條を加える。

第五條の十四 法人が、その有する資産再評価法第三條第九号に規定する賠償指定施設につきその指定の解除を受け、当該資産

に關して、新たに報償額額を附したる場合において、その新たに附した報償額額(以下新報償額額という)の合計額がその新たに報償額額を附した日を含む事業年度の所得金額に等しいか若しくはこれをこえるときは、当該新報償額額の合計額が当該所得金額から当該新報償額額の合計額を控除した金額の三割に相當する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の法人税法第二十六條第一項若しくは第三項又は第二十六條の二第一項に規定する法人税額(当該新報償額額の合計額が当該所得金額から当該新報償額額の合計額を控除した金額の三割に相當する金額をこえるときは、そのこえる金額が当該所得金額のうち占める割合を当該法人税額に算じて得た金額に相當する法人税額)に相當する税額の法人税額の納付の期日は、同法第二十六條第一項及び第三項、第二十六條の二第二項並びに第二十六條の三第二項並びに第

二十六條の三の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、当該税額の三分の一に相當する税額については当該事業年度の終了の日から八箇月を経過した日の前日、当該税額の三分の一に相當する税額については当該事業年度の終了の日から十四箇月を経過した日の前日、残余の税額については当該事業年度の終了の日から二十箇月を経過した日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法人に係る同項に規定する新報償額額の合計額が当該法人の同項に規定する事業年度の所得金額と等しいか又はこれをこえる場合においては、法人税法第二十六條の三の規定は、これを適用しない。

第一項の規定の適用を受ける法人に係る同項に規定する新報償額額の合計額が、同項に規定する事業年度の所得金額から当該新報償額額の合計額を控除した金額の三割に相當する金額をこえる場合には、同項に規定する法人税法第二十六條の三第一項の規定の適用については、同項に規定する金額の二分の一に相當する金額と定めるのは、当該法人税額から租税特別措置法第五條の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた税額を控除した税額の二分の一に相當する金額とする。

第一項の規定の適用を受けた法人が同項に規定する事業年度の

の翌事業年度において法人税法第十九條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出する場合においては、同項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額には、第一項の規定により納付の期日の延期を認められた税額を含まないものとする。

第一項の規定により納付の期日の延期を認められた法人が当該延期を認められた期間内に終了する各事業年度において法人税法第二十六條の四第四項の規定により法人税額の還付の請求をなした場合においては、政府は、命令の定めるところにより、当該延期を認められた税額の一部又は一部をこれに充當することができる。

第一項の規定の適用を受けた法人が同項の規定により納付の期日の延期を認められた法人税をその納付の期日までに完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九條の規定により、これを科する。

第九條の二 住宅の用に供する目的をもつて昭和二十七年四月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に新築した家屋で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限る、その登記の登録税額は、他の法令に特別の定めのある場合を除き、登録税法の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。家屋につき当該期間内に増築をなしたとき、当該増築後の家屋がその命令で定める家屋に該当するものである場合には、当該増築に因る家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記の登録税の額についても、また同様とする。

前項に規定する家屋の取得のための資金の貸付がなされる場合にその貸付に係る債権の担保として、当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、命令の定めるところにより、他の法令に特別の定めのある場合を除き、登録税法の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

第九條の三 民法第三十四條の規定により設立された法人で更生緊急保護法第五條第一項の規定により更生保護事業を営むことについて中央更生保護委員会の認可を受けたものが同法第六條の規定により行う事業の用に供する土地又は建物の所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該土地又は建物が当該法人の同條の規定により行う事業の用に供するものであることの証明がなされたものに限る、その登記の登録税を免除する。

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議第二十号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案第四号

る土地等の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書にこれらの項の規定の適用を受ける旨の記載をなした場合は限り、これを適用する。

第十六條第一項中「第十四條第一項又は第二項の適用を受けるもの」と「当該取得、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分」に改め、同條第二項中「交換の後譲渡、相続、遺贈」を「交換の前後譲渡、遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。)、」に、「当該譲渡、相続」を「当該譲渡」に改める。

第十七條中「又は地方公共団体に對する贈與若しくは」を「若しくは地方公共団体又は民法第三十四條の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で命令で定めるものに対する贈與又は」に改める。

第十八條を次のように改める。
第十八條 個人が、居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を取得し、その取得した財産(以下居住用取得財産という)が、

命令の定める期間内に、その者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合(当該居住用取得財産が、当該期間内に、更に居住以外の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。以下において、所得税法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めることにより、当該譲渡した財産(以下居住用譲渡財産という)の譲渡に因る収入金額が当該居住用取得財産の取得価額と見做るときは、当該居住用譲渡財産についてはその金額のみ譲渡があつたものとみなし、当該居住用譲渡財産の譲渡に因る収入金額が当該居住用取得財産の取得価額以下であるときは、当該居住用譲渡財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた居住用譲渡財産に係る居住用取得財産、遺贈又は贈與があつた場合において当該譲渡、遺贈又は贈與に因る所得税法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得を計算するときは、命令の定めることにより、当該居住用譲渡財産並びにその取得価額及び取得の時期をそれぞれ当該居住用取得財産並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。

第一項に規定する居住用譲渡財産の譲渡があつた場合において、その譲渡の日に属する年の翌年に、当該居住用譲渡財産について居住用取得財産を取得し、且つ、当該居住用取得財産が前項の規定に該当することとなるものであることが明らかであるときは、命令の定めるところにより、同項中居住用取得財産の取得財産として命令の定めるところにより政府の承認を受けたその取得価額の見積額と認め得て、同項の規定を適用する。

前項の規定の適用を受けた同項に規定する居住用取得財産について、その取得価額が同項の規定により減少せられた第一項の規定の適用を受けた当該居住用取得財産について政府の承認を受けたその取得価額の見積額に對して過不足額があることとなつた場合において、その者は、所得税法第二十七條の規定による修正申告又は更正の請求をすることができ、

前項に規定する場合に該当事項の場合において、同項の規定による修正申告がないときは、改正者は、所得税法第四十六條の規定に準じ所得金額を更正する。

第十九條 個人が、耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を取得し、その取得した財産(以下耕作用取得財産と

いう)が、命令の定める期間内に、その者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利となつた場合(当該耕作用取得財産が、当該期間内に、更に耕作以外の用に供する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。以下において、所得税法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産(以下耕作用譲渡財産という)の譲渡に因る収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額と見做るときは、当該耕作用譲渡財産についてはその金額のみ譲渡があつたものとみなし、当該耕作用譲渡財産の譲渡に因る収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額以下であるときは、当該耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなす。

前項第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた耕作用譲渡財産に係る耕作用取得財産につき、その取得の時後譲渡、遺贈又は贈與があつた場合において、当該譲渡、遺贈又は贈與に因る所得税法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得の計算をする場合において、前條第三項から第五項までの規定は、前項に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつた場合について、それぞれこれを準用する。この場合において、前條第二項から第四項まで中「居住用譲渡財産」とあるのは「耕作用譲渡財産」とする。

第二十條 第十八條第一項及び前條第一項の場合において、これらの項に規定する居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産の譲渡が交換に因るものであり、且つ、当該交換により取得した居住用取得財産又は耕作用取得財産とともに金銭その他当該居住用取得財産又は耕作用取得財産以外の財産を取得したかつた場合においては、これらの規定を適用せず、所得税法第九條第二項又は資産再評価法第八條第二項若しくは第九條第一項の規定の適用については、当該居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産の交換に因り取得した居住用取得財産又は耕作用取得財産につき当該交換の時後譲渡、遺贈若しくは贈與があつた場合において当該譲渡、遺贈若しくは贈與に因る所得税法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得を計算するときは、命令の定めることにより、再評価法第一項の規定により再評価を行うときは、当該居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産並びにその取得価額及び取得の時期をそれぞれ当該居住用取得財産又は耕作用

は「耕作用譲渡財産」と、「居住用取得財産」とあるのは「耕作用取得財産」と読み替へるものとす。

四〇四

取得財産並にその取得価額及び取得の時期とみなす。

第二十一條 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したるときは、その貸家の用に供した日以後三年間、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該家屋について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るもの百分の百五十に相当する金額を、同法第九條第一項第三号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基き命令の規定により計算される当該家屋の償却額額は、その貸家の用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該家屋の償却額額(これらの規定は、定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(これらの規定は、定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。第五條の六第二項及び第三項の規定は、この場合について、これを準用する。

第二十二條 個人の有する財産について相続法の規定による物納があつた場合においては、所得税法の適用については、当該財産について同法第九條第一項第七号又は第八号に規定する所得がなかつたものとみなす。

第二十三條 小型船舶及び網漁業整理特別措置法第六條の規定により整理すべきものとして指定された船舶をその指定の時に個人が有し、且つ、当該船舶を基準日にその者が有していた場合において、その者が当該船舶を命令の定めるところにより売却し、同法第九條の規定により補助金の交付を受けたときは、当該船舶を資産再評価法第八條第二項に規定する資産と、当該船舶が売却されたことを当該船舶の譲渡と、当該補助金を当該譲渡の対価とみなして同法の規定が適用される。

前項に規定する船舶については、資産再評価法第八條第二項本文の規定により行われたものとみなされた船舶の再評価額及び同項但書に規定する再評価額の限度額は、同項の規定にかかわらず、前項に規定する個人が当該船舶について交付を受ける同項の補助金の額とする。

第二十四條 個人が貯蔵税又は租税を課せられた場合において、その課税価格の計算の基礎に算入されたもののうち、旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に供する法律第三條第一項の規定により、その証券が有効なものとして、旧外貨債の旧外貨債処理法第二條第一項の規定による借換に際し、当該外貨債に代えて発行された国債、地方債又は社債があるときは、政府は、命令の定めるところにより、その者が当該外貨債に代えて発行された当該国債、地方債又は社債を当該外貨債に代えて発行された当該国債、地方債又は社債と見做し、相対税の課税価格の計算の基礎となつたものと看做し、その者が当該外貨債を有していたものとみなし、財務省又は相対税の課税価格及び税額の更正をすることができ、これを適用しない。

第二十五條 酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する酒類製造者(以下本條中「酒類製造者」とする。以下同様)又は指定販売業者(以下本條中「指定販売業者」とする。以下同様)が、酒類製造者及び指定販売業者以外の人に對して製造場又は指定販売場(以下本條中「指定場」とする。以下同様)から移出する酒類(酒類製造者とその製造を廃止し若しくはその製造の免許を取り消された場合又は指定販売業者がその販売業を廃止し若しくはその販売業の免許若しくはその指定を取り消された場合において、その製造場又は指定販売場に現存する酒類と同法第三十四條ノ二第三号の規定により移出したものとみなされるものを含む)のうち、生産の奨励その他の用に供するもので命令で定めるもの(以下本條中「殊用途酒類」とする。以下同様)については、同法第二十七條ノ二第一項の規定により加算する酒税を免除する。

前項の規定は、指定販売業者以外の酒類製造者及び指定販売業者以外の人に對して、指定場から殊用途酒類以外の酒類として移出する場合(その者が殊用途酒類として移出した後これを飲用に供した場合を含む)において、これを適用しない。

前項の規定は、酒税法第二十七條ノ二第一項中「酒類製造者」又ハ政府ノ指定スル酒類製造者(指定販売業者ト稱ス以下同様)トあるものを「政府ノ指定スル酒類製造業者」(指定販売業者ト稱ス以下同様)以外ノ酒類製造業者(「製造場」又ハ「販売場」ヨリ移出スル酒類及保稅地域ヨリ引取ル酒類)とあるものを「租税特別措置法第二十五條第二項ニ規定スル殊用途酒類」トシテ移出シタル後殊用途酒類以外ノ酒類トシテ移出スル酒類(其ノ者ガ特殊用途酒類トシテ移出シタル酒類ニシテ其ノ者ノ飲用ニ供シタルモノヲ含ム)と、第三十五條ノ二第一項中「酒類ノ製造者」又ハ指定販売業者トあるものを「指定販売業者以外ノ酒類製造業者」ト、製造場又ハ指定販売場トあるものを「販売場」トシテ替へて、同法第二十七條ノ二第一項及び第三十五條ノ二第一項の規定を適用する。

酒類製造者の製造場又は指定販売業者の指定販売場から移出した殊用途酒類が酒税法第二十七條ノ二第一項の規定により加算する酒税を課せられたときは、命令の定めるところにより、当該酒類製造者又は指定販売業者がその移出した月の翌月以降において納付すべき酒税額から、当該酒類について同項の規定により課せられた又は課せられるべきであつた酒税額に相当する金額を控除する。この場合においてその移出した月の翌月以降において納付すべき酒税額が低いとき又はその他の事由により控除を受けることが困難なときは、命令の定めるところにより、当該酒類について課せられた又は課せられるべきであつた酒税額に相当する金額を以て課せられるべきと見做す。

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

額を酒類製造者又は指定販売業者に返付する。

第二十六條 命令の定めるところにより政府の承認を受けて、航空機の燃料用に供する目的をもつて昭和二十八年三月三十一日までに製造場又は保税地域から引き取る揮発油(命令で定める規格を有するものに限る。)については、揮発油税を免除する。

揮発油税法第七條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内にその用途に供せられたことの証明のないものについては、これを揮用する。

(酒税法の一部改正)
第二條 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條ノ第二項前段中「ニシテ臨時物資供給調整法ニ基キ配給スル酒類(配給酒類ト称ス以下同ジ)以外ノモノ」を削り、同項後段を削る。

第三十四條ノ第二号を次のように改める。
二 削除
第三十四條ノ第三号中「配給酒類以外ノ」を削る。

第三十五條ノ第二項を削り、同條第三項中前二項を前項に改める。
第三十六條第二項中「若ハ第一項」を削る。

第三十八條第四項を削り、同條第五項中前二項を「前項」に改める。
第六十一條第一項第一号及び第六十四條第一項第一号中「第三十

五條ノ第二項若ハ第三項」を「第三十五條ノ第二項」に改める。
(国税徴収法の一部改正)
第三條 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八條中「免除スルコトヲ得」の下に「第七條第一項第三号乃至第五号ノ規定ニ依リ徴収ヲ猶予シタル場合又ハ第十二條ノ第二項ノ規定ニ依リ滞納処分ノ執行ヲシタル場合ニ於テ納税人ノ事業ノ現況其ノ他ノ状況ニ依リ「バムラ」ガル事由アリト認めラルル場合亦同ジ」を加える。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の租税特別措置法第十六條から第十九條まで及び第二十條の規定は、昭和二十七年一月一日以後経過 滞納又は贈與があつたものから、同法第二十一條第一項の規定は、昭和二十七年分の所得税から、同條第二項の規定は、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から、同法第二十二條の規定は、昭和二十七年一月一日以後相續 滞納又は贈與に因り取得した財産に係る相続税について物納があつたものから適用する。

3 改正後の租税特別措置法第三條の第二項の規定は、同項の規定の適用を受ける工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)の提供に関する契約

に基き支拂を受ける使用料で当該契約に定められてゐるその支拂期日(昭和二十八年一月一日以後の日であるもの)については、適用しない。

改正後の租税特別措置法第十六條第二項の規定は、同項に規定する資産について同項の取用、換地処分又は交換の時昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈に限る)があつた場合においては、適用しない。

改正前の租税特別措置法第十八條の規定は、この法律施行の際までに信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)が引き受けた証券投資信託の信託財産を受ける株式又は出資のついて支拂を受ける利益の配當又は剰余金の分配に因る所得については、なおその効果を有する。

G 漁業法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第三十九号)中小型機船底つき網漁業に係る部分の施行の際スターニューを備える船舶により底引き網を使用して行つた漁業の用に供せられていた船舶で、当該部分の施行に伴い漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六條の第二項の規定により小型機船底つき網漁業の用に供することができなくなつたものをその整備人が有し、且つ、当該船舶を資産再評価法(昭和二十五年法律第九十号)第三條に規定する基準日にその者が有してゐた場合において、その者が当該船舶を当該部分の施行の日以後命令の定め

るところにより沈め、命令で定める国庫補助金の交付を受けたときは、当該船舶を資産再評価法第八條第三項に規定する資産と、当該船舶の沈められたことを当該船舶の課税と、当該国庫補助金を当該課税の対価とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該資産について資産再評価法第八條第二項本文の規定により再評価額及び何項俱書に規定する再評価額の限度額は、同項の規定にかかわらず、当該国庫補助金の額とする。

7 前項後段の規定は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する資産の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書に、前項後段の規定を受ける旨の記載をした場合に限り、適用する。

8 酒類製造者又は酒類販売業者がこの法律施行の際所持する酒税法第二十七條ノ第二項に規定する配給酒類は、この法律施行後は、改正後の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する特殊用途酒類とみなす。

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。
第三十二條第六項中「第五條の第二項」を「第五條の第二項」に改める。

10 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承認し、且つ、試験研究を継続する事実の記載がある場合に限り」を削り、同項を同條第五項とする。

11 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第七項中「租税特別措置法」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)」による改正前の租税特別措置法」に改める。

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

資産再評価法の一部を改正する法律案
資産再評価法の一部を改正する法律案
資産再評価法(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 基準日において被相続人の有してゐた資産で相続又は遺贈に因りその相続人が取得したものは、この法律の適用については、当該相続人が有してゐたものとみなす。

第八條第二項中、「相続又は遺贈」を「又は遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下この章、第二

章、第二十六條、第四章、第四十七條第一項、第五十三條第三項、第五十四條第一項、第六十二條第二項、第六十三條第三項及び第九章において同じ。に改める。

第九條第一項及び第十條第三項中、「相続」を削る。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十五條中「前條第一項」を「第十四條第一項」に改める。

第二十六條中、「相続」を削る。

第三十七條に次の二項を加える。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡又は贈與があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合においては、当該資産について前項に規定する再評価額額は、同項に規定する再評価額額から十万円(その譲渡又は贈與があつた年において、当該資産(以下「みなす再評価資産」という。))以外に、基準日において当該個人がこの法律の施行地において有する資産で、これについてその年において譲渡又は贈與があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により譲渡があつたものとみなされたもの(以下「他のみなす再評価資産」という。))がある場合においては、当該みなす再評価資産についての再評価額額(当該他のみなす再評価資産額(当該他のみなす再評価資産額(当該他のみなす再評価資産額(二)以上ある場合においては、再評価額額

の合計額)との総額に対して有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

3 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に遺贈があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合について準用する。この場合において、前項中「譲渡又は贈與」とあるのは、「遺贈」に読み替へるものとする。

第四十條第三項第二号中「その金額」の下に「(当該資産が企業再建整備法による旧勘定及び新勘定を併合した日以後賠償指定施設の指定の解除を受けたものであるときは、企業再建整備法による旧勘定及び新勘定を併合した日において同法第三條第一号ニ掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額をもつて当該資産を取得したものとみなした場合において、その併合した日以後当該資産について賠償の指定の解除があつた日までに終了した各事業年度において法人税法及び同法に基づく命令の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた当該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建整備法第三條第一号ニ掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額から控除した金額に満たないときは、その控除後の金額)を当該資産の再評価額から控除した金額

第四十條第四項中「前項第二号」を「前項第一号又は第二号」に改める。

第四十二條第四項及び第五項並びに第四十三條第二項及び第四項中「相続」を削る。

第四十七條第一項中「相続又は及び」を削る。

第五十三條第三項各号列記以外の部分中、「相続」を削り、同項第二号中「相続又は及び」を削る。

第五十四條第一項中「相続若しくは」を削る。

した日以後、当該第二会社が、その出資又は譲渡に係る賠償指定施設について再評価を行った場合においては、当該資産の当該出資又は譲渡の日の直前の帳簿額(当該帳簿額が、旧会社及びその併合した日において同法第三條第一号ニ掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額をもつて当該資産を取得したものとみなした場合において、その併合した日以後当該資産について賠償の指定の解除があつた日までに終了した各事業年度において法人税法及び同法に基づく命令の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた当該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建整備法第三條第一号ニ掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額から控除した金額に満たないときは、その控除後の金額)を当該資産の再評価額から控除した金額

第五十六條第四項中「昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度」の下に「(これらの項の規定によりその納付を延期された再評価税額のうち当該賠償指定施設の再評価に係るものがあつたときは、当該再評価税額のうち政令の定めるところにより計算した当該賠償指定施設の再評価に係る部分の税額については、当該賠償指定施設についての基準日から六年を経過した日の前日を含む事業年度)を加える。

第五十八條第四項中「昭和三十一年」の下に「(これらの項の規定によりその納付を延期された再評価税額のうち賠償指定施設の再評価に係るものがあつたときは、当該再評価税額のうち政令の定めるところにより計算した当該賠償指定施設の再評価に係る部分の税額については、当該賠償指定施設についての基準日から六年を経過した日の前日を含む年)を加える。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十二條第二項中、「相続」を削る。

第六十七條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第五項中「第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十條第四項若しくは第五項の規定により指定された納付額においてその納付すべき再評価税を完納しなかつた場合」を削り、「第三号若しくは第四号」を「第二号若しくは第三号」に、「第二号」を「第一号」に改め、同條第六項中「第三号又は

は第四号」を「第二号又は第三号」に改め、同條第七項中、「第六十條」を削る。

第八十六條第一項中、「相続」を削る。

第八十八條第一項及び第三項中、「相続」を削る。

第九百十三條を次のように改める。

第九百十三條 削除

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第四十條、第五十六條、第五十八條、第九百條及び第九百十三條の改正規定及び附則の規定以外の改正規定は、同年一月一日以後譲渡、相続、遺贈又は贈與があつた資産について適用する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた再評価税については、なお従前の例による。

3 改正後の資産再評価法第四條の二の規定は、昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は被相続人の相続人に対する遺贈があり、規定により再評価を行つたものとみなされた資産については、適用しない。

4 改正前の資産再評価法(以下「改正前の法」という。))第六十條第三項の規定により再評価の延納の許可を受けた者又はこの法律施行の際延納のもの又は附則第二項の規定により改正前の法第六十條第三項の規定の例によつて再評価税の延納の許可を受けた者が当該延納に係る再評価税について附則第二項の規定により改正前の法第七十七條第一項第一号の規定の例により

は第四号」を「第二号又は第三号」に改め、同條第七項中、「第六十條」を削る。

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

あわせて納付する利子税額については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の法第六十條第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価税については、当該再評価税額を基礎とし、改正前の法第五十三條第三項若しくは第四項又は第五十四條第一項の規定による納期限の翌日から改正前の法第六十條第四項又は第五項に規定する納期限(当該納期限前に納付があつた場合においては、当該納付の日)までの日数に應じ、当該納付の日)までの日数に應じ、当該納期限の翌日からの当該再評価税を納付する日までの日数に應じ、当該納期限につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額を加算した金額)に相当する利子税額とする。

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「貸付料金の下に(客室ノ特別ノ設備ノ利用ニ付テノ特別料金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム以下同シ)」を加える。
附則第四項中「同法第九條を「同法第六條」に改め、附則に次の一項を加える。

日本固有鉄道ノ第八條ノ規定ニ依リ徵收スル通行税ノ納付方法ニ付テハ、当分ノ間同條本文ノ規定ヲ拘ラズ命令ヲ以テ之ヲ特別ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ納付期限ハ其ノ徵收シタル月ノ翌々月ヲ超ユルコトヲ得ズ

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の通行税法附則第六項の規定は、昭和二十七年三月一日以後徵收して納付すべき通行税から適用する。

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中及び申請(審査)の請求を含む。以下同じ。を、申請及び請求に改める。
第二條第一項中「総所得金額が三十万円」を「所得税法第九條第一項に規定する総所得金額及び同項第六号に規定する退職所得につき同号の規定により計算した金額の合計額(以下合計所得金額という)が八十万円」に、「所得税法」を「同法」に、「総所得金額が十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下」に、「総所得金額が十五万円をこえるとき」を「合計所得金額の十分の五」を「合計所得金額が五十万円以下であるとき」

得金額が二十五万円以下に、「総所得金額が十五万円をこえるとき」当該所得税額の十分の五を「合計所得金額が五十万円以下であるとき」当該所得税額の十分の五に改め、同條第二項中「総所得金額」を「合計所得金額」に改め、「又は第二項」を削る。

第三條 所得税法第二十一條第一項に規定する七月予定申告書を提出した者(同法第二十一條の第二十項の規定により申告書の提出があつたものとみなされた者を含む)がその年の七月二日以後の日に災害に因り被害を受け、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前條第一項の規定の適用を受けることができることとなり、且つその計算した合計所得金額の見積額又は当該見積額を基礎とし、同項の規定を適用して計算した予定納税額が当該申告書に記載された合計所得金額又は予定納税額(同法第二十一條の第二十項の規定による通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む)に比し減少することとなつたときは、その者は、同法第十三條第二項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二箇月以内に同項の規定による合計所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。

所得税法第九條第一項第五号に規定する給與所得の支拂を受ける者、同法第一條第一項に規定する者で、災害に因り住宅及び家財について甚大な被害を受け、且つ、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が五十万円以下であるものに對しては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以後のその年分の給與所得につき所得税法第三十八條第一項の規定による徴收を猶予し、又はその年一月一日から当該災害のあつた日の前日までの間において受けた給與所得につき同項の規定により徴收された税額を還付することができる。

前項の規定により給與所得につき所得税法第三十八條第一項の規定による徴收を猶予され、又は給與所得につき同項の規定により徴收された税額を還付を受けた者は、その給與所得を受けた年分の同法第二十六條第一項、第二十六條の第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなければならない。この場合において、所得税法第二十六條第二項の規定は、これを適用しない。

第八條中「及び申請」を、申請及び請求」に改める。
第十條中「第二條、第四條」を「第一條から第四條まで」に改める。

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第二條の改正規定

は、昭和二十七年分の所得税から適用する。
災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

信用金庫法の一部を改正する法律案
信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号及び第十條第一項但書中「百人を三百人」に改める。
第五十三條第一項中第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 会員のたにける有価証券の押込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支拂の取扱

同條第二項中「前項第四号」を「第一項第四号及び前項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 信用金庫は、前項第二号に規定する貸付の外、同項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を助けない限度において、会員以外の者に対する資金の貸付又はこれらの者のためにする手形の割引を行うことができる。

同條に次の一項を加える。
4 信用金庫は、第一項第五号に規定する業務に因り、同法第七十五條第二項第十号、第七十八條及び第八十八條(同法第二百八

十條ノ十四においてこれらの規定を適用する場合を含む。並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百八十七條第二項第十号及び第百八十九條第六号の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

第六十二條中「明治三十一年法律第十四号」を削る。

第九十二條第十四号中「第五十三條第二項」を「第五十三條第五項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

信用金庫法の一部を改正する法律案(佐藤重彦君外十七名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小山長親君發言〕

○小山長親君 たいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、大蔵委員会の経過と結果について御報告申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、租税特別措置法、酒税法及び国税徴収法の各一部を改正しようとするものでありまして、その内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取得した新築住宅については登録税を軽減し、かたは、自作農地の買いかえをした場合には譲渡所得税を減免することであり、第三は、資産を公益

法人に対し贈與した場合及び相続税の納入のため物納をした場合には、物納財産については譲渡所得税を課さないものとし、再評価税だけにとどまらぬというのであります。第四は、日本経済再建のために重要な工業所有権等に對しては、源泉徴収の所得税を一〇%に軽減し、またこの源泉徴収の期日を明年一月まで延期するのであります。第五には、賠償指定施設が解除された後、評価増のため法人に利益が生じたときは法人税の納期限を延期する特例を認めることであり、第六は、航空機用揮発油に對しては揮発油税を免除することであり、第七は、酒税に對して、臨時物資供給調整法が廃止された後においても、従来通り配給酒類に對して酒税の加算税を免除することであり、第八は、国税徴収を猶予した場合の利子税の免除をなし得る範囲を拡張すること等であり

第二に、資産再評価法の一部を改正する法律案は、再評価税の負担の軽減合理化と課税の簡素化をはかるため、まず相続の開始があつた場合には、従来資産の再評価があつたものとみなし再評価税を課し、さらに譲渡所得税を課し、その上さらに相続税を課してしたのであります。今このことを改め、譲渡所得税を課さないのみならず、再評価税も課さないこととしたことでもあります。資産の譲渡、贈與があつた場合の再評価税は、再評価額から十万円を控除して課税することとしたのであります。また賠償指定施設に對して、指定の解除があつた際の減価償却に對して特例を設けるとともに、再評価を行つた場合の再評価税

については納期限を延長しようというのであります。

第三に、通行税法の一部を改正する法律案におきましては、鐵道の特別二等の料金に對して新たに通行税を課するとともに、日本国有鐵道の徴収する通行税の納付方法に對して特例を認めようというのであります。

第四に、災害被害者に對する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案におきましては、災害があつた場合に所得税の減免をなし得る範囲を所得八十万円までに拡張することとし、また年中途で災害があつた場合には、すでに納付した所得税を還付し、または予定納税額の変更をなし得ることにするなど、災害減免制度の合理化をはかることとするものであります。

以上、租制四法律案の内容の概略を申し上げますが、これらの法案の審議にあたりまして、大蔵委員会は、三月十五日、まず政府当局より提案理由の説明を聴取し、爾來本日まで数回にわたり熱心に質疑を行いました。その質疑応答の内容につきましては速記録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を打ち切り、ただちに討論を省略して採決に入りました。まず資産再評価法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、災害被害者に對する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の三法案につきまして、起立議員をもつて原案通り可決され、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきましても、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、信用金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、佐藤重彦君外十七名の提出にかゝるものでありまして、中小企業金融の重要性を鑑みまして、中小企業者のための金融機関として最近日ごましの発展を示しており、信用金庫の活動を一層促進し、中小企業金融の円滑化をはかるために、今回信用金庫法の一部を改正いたそうとするものであります。すなわち、改正の第一点は、事業者たる委員の資格につきまして、當時使用する従業員の数に現在、中小企業金融の解決に資することといたそうとするものであります。

次に改正の第二点は、委員のためにする右面証券の拂込金の受入れ等の業務を新たに加えて委員の便宜をはかるとともに、金融機関として、活動の万全を期せしめようとするものであります。最後に改正の第三点は、大蔵大臣の認可を條件として員外貸出を認めまして、特に市町村当局への貸出、コル・ローン等への放出ができる道を開き、運用の妙味を發揮いたさせようとするものであります。

この法律案は、三月二十四日、本委員会に付託され、昨二十六日、提出者佐久間徹君より提案理由の説明を聴取いたしました。本二十七日、質疑及び討論を省略いたしまして、ただちに採決いたしましたところ、起立議員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林讓治君) まず租税特別措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は

可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林讓治君) 起立多数。よつて本案を委員長報告の通り可決いたしました。

次に資産再評価法の一部を改正する法律案外三案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林讓治君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

海外からの日本國民の集團的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(林讓治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、海外からの日本國民の集團的引揚輸送のための航海命令に関する法律案、捕獲審檢所の檢定の再審査に関する法律案、右兩案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを仰ぐ。

○議長(林讓治君) 剛永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林讓治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

海外からの日本國民の集團的引揚輸送のための航海命令に関する法律案、捕獲審檢所の檢定の再審査に関する法律案、右兩案を一括して議題としたし

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 海外からの日本国民集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律案外一件

第三章 再審査(第十一條-第十四條)

委員長の報告を求めます。運輸委員長岡村利右衛門君。

海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

第一條 運輸大臣は、海外からの日本国民の集团的引揚輸送のため航海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行う者を得ることが困難である場合においては、船舶運航事業を営む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

(航海命令)

第二條 政府は、前條の命令により航海を行う者に対し、当該船舶について当該航海に必要な施設を設けることを命ずることができる。

(損失補償)

第三條 第一條の規定による命令に従わない者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科す。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 捕獲審判再審査委員会(第三條-第十條)

第四章 罰則(第十五條)

第一條 この法律は、日本国が、日本国との平和條約第十七條(a)に規定する義務を履行するため、連合国の要請があつた場合において、旧捕獲審判令(明治二十七年勅令第四百四十九号)に基く捕獲審判所又は高等捕獲審判所以下捕獲審判所として總稱する。の検定であつて連合国人の所有権に關係のある事件に關するものを國際法に從つて再審査することを目的とする。(定義)

第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

第一章 總則

第一條 連合国の国籍を有する者一 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

第二章 捕獲審判再審査委員会

第三條 再審査委員会は、外局として捕獲審判再審査委員会(以下「委員会」といふ。)を設ける。

第四條 委員会は、連合国の要請があつた場合において、当該連合国の連合国人の所有権に關係のある事件に關する捕獲審判所とした捕獲の検定(以下単に「検定」といふ。)の再審査を行う機關とする。

(委員会の設置)

第五條 委員長又は委員で國際法に關し広い知識を有する者のうちから任命された者(以下「學識委員」といふ。)の任期は、二年とする。但し、補欠の學識委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任期)

第六條 委員長及び委員は、非當勤とする。

(委員の罷免)

第七條 委員長は、委員会の事務を總理し、委員会を代表する。

第八條 委員長は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第九條 委員会は、委員長及び三人以上の委員が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

第十條 委員会は、その事務を整理するため事務局を置く。

第三章 再審査(再審査の開始)

第十一條 日本政府が検定の再審査について連合国の要請を受理したときは、委員会は、遅滞なく、検定の再審査を開始しなければならない。

(委員長の職權)

第十二條 委員会は、検定の再審査のため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 參考人に対し、出頭を求め、その意見又は報告を徴すること。

(意見の聴取等)

第十三條 委員会は、検定の再審査に關する法律案

附則

海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲げ)

捕獲審判所の検定の再審査に關する法律案

目次

第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 捕獲審判再審査委員会(第三條-第十條)

二 鑑定人に対し、出頭を求め、鑑定をさせること。

三 鑑定に係る事件に関係のある書類その他の資料の所有者又は占有者に対し、当該資料の提出を求めること。

(検定の再審査)

第十三條 委員会は、国際法に従い、検定の再審査の審理を行い、検定が国際法に違反すると認めるときは検定の取消の決定をし、検定が国際法に違反しないと認めるときは検定の容認の決定をしななければならない。

(決定書)

第十四條 前條の決定は、決定書の作成によつて行ふ。

第十五條 決定書には、決定の理由を記載しなければならない。

第十六條 決定書には、委員長及び当該会議に出席した委員が署名押印しなければならない。

第十七條 決定書には、少数意見を附記することができる。

第十八條 委員会は、第十三條の決定をしたときは、遅滞なく、前條の決定書を告示しなければならない。

(所有権の回復)

第十九條 委員会が、検定の取消の決定をしたときは、旧捕獲審検令第二十八條の規定に基づき、検定によつて押収された物の所有権は、当該決定に係るもの所有権は、検定があつた時にさかのぼつて、その時に当該物件を所有していた者に回復される。

(連合国財産補償法の規定の脱却) 第十七條 前條の規定により所有権の回復があつた物件について戦争の結果生じた損害に対する補償に

ついての連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の適用については、同法第十五條第一項中「その国と日本国との間の平和條約の効力発生後十八月以内」とあるのは「捕獲審検所の検定の再審査に関する法律第十六條の規定により所有権の回復があつた物件について」の戰爭の結果生じた損害に対する補償については、同法第十五條の規定に準じて適用する。

第四章 罰則

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五十円以下の罰金に処する。

第一號

一 第十二條第一号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、その意見を陳述せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二條第二号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第十二條第三号の規定による委員会の要求があつた場合において、同号の資料の提出をしな

い者

附則

一 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

(施行期日)

一 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

(存続期間) 二 この法律(第十七條の規定を除く)は、この法律施行後三年を経過した日にその効力を失ふ。但し、その日において、その日までに行われた連合国の要請に係る検定の再審査であつて、第十五條の決定書の告示が行われていないものがある場合は、その決定書の告示が行われる日までなお効力を有するものとする。

(他の法律の改正) 三 運轉省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第一節 船員労働委員会(第五十七條)」を「第一節 船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会(第五十七條、第五十七條の二)」に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加える。

十二 捕獲審検所の検定の再審査

第五十六條中「船員労働委員会」を「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第三章中「第一節 船員労働委員会」を「第一節 船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

第五十七條の二 捕獲審検再審査委員会(以下「再審査委員会」という)は、捕獲審検再審査委員(以下「再審査委員」という)を委員とする。

再審査委員は、再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の定めるところによる。

四 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「運輸省の項の委員会の欄中「船員労働委員会」を「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義太郎

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○岡村利右衛門君(参議院議員) たいま誠通となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。戦時において、交戦国が敵艦、敵貨及び中立國の一定の船舶並びに戦時禁制品を、その国の捕獲審検所の検定をもつて捕獲し得ることは、戦時國際法上認められておりまして、わが国においても、太平洋戦争中、旧捕獲審検令に基づき捕獲審検所が設けられ、國內法である海戦法規により、こ

れらの検定を行つたのでありますが、今般の日本国との平和條約第十七條(ロ)によりまして、わが国が行いましたこれらの検定について、いずれかの連合国から再審査の要請があつた場合は、これを再審査し、その結果國際法に違反するものと認められたときは、これを修正し、捕獲された物件の所有権を旧所有者である連合国人に回復すべきことと明らかになつたときは、平和條約第十五條に従い、返還すべきものは返還し、補償すべきものは補償しなければならぬことに定められておりました。従つて、これら再審査の要求に対応する受入れ態勢を整備する必要があらうとするのが、この法案の目的とするところでありませう。

次に、本法案の内容のおもな点を申し上げます。まず第一点は、検定の再審査を行う機關として、關係行政機關の職員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員長及び委員をもつて組織される捕獲審検再審査委員会を運輸省の外局として設けることであります。第二点は、捕獲審検再審査委員会は、日本政府が連合国からの再審査の要請を受けたときは、遅滞なく國際法に従つて検定の再審査を行わなければならないことでありませう。第三点は、再審査の要請は、事件の性質上、比較的短期間に用盡するものと予想されますので、この法律の有効期限を一應三年といたしたのであります。

本法案は、去る三月五日、予備審査のため本委員会に付託され、三月十五日、政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十七日、本付託され、質疑に入り、政府委員と委員との間に熱心

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案外一件

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議録第二十五号 議長の報告

な質疑応答がとりかわされましたが、その内容は會議録に譲ることとしたし

次に、討論を省略し、ただちに採決したところ、起立多数をもって政府原案通り可決いたしました。

次に海外からの日本国民の集团的引揚輸送のためにする航渡命令に関する法律案について、運送委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨並びに内容を御説明いたします。従来、海外からの帰還輸送は商船管理委員会が行つて参りましたが、同委員会は本年三月末日に解散の予定でありまして、今後帰還輸送に一般の船舶運航事業者の協力にまかすはなりません。よつて、政府は、大阪商船株式会社と契約を結び、同社の高砂丸を待機せしめて航海に当らるる方針であります。引揚者の数が多いはその他の事情により、船舶に不足を生ずることもあり得ないことではなく、この場合さらに船舶を求めなければならぬのであります。しかしながら、このような事態に際しまして、通常の契約では所要の船舶を調達できないような場合も、万一の場合として予想されますので、かかる場合に備えて運輸大臣が船舶運航事業者に対し、強制命令をもつて必要な船舶を就航せしめるようにいたしました。附随輸送の万全を期そうとするのが、この法案の目的であります。なおこの強制命令に對しましては完全補償を行い、船舶運航事業者がいささかも経済的損失をこうむらないように規定されております。

本法案は、三月二十六日、本委員会に付託され、翌二十七日、政府より提

案理由の説明を聴取し、質疑に入り、政府委員と委員との間に熱心なる質疑

に譲ることとしたし、次に、討論を省略し、ただちに採決の結果、本案は政府原案通り起立多数をもって可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手) ○議長(林譲治君) 討論の通告があり

ます。これを許します。江崎一治君。 (江崎一治君登壇)

○江崎一治君 私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま御報告されました、海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律案に對しまして、本案の真のねらいがどこにあるかということをお明確にして反對するものであります。

だれでも、日本人である以上、一日千秋の思いで祖國に歸ることを待つておる罪のない人々に對して、その足を奪い去るようなことはできるものではありません。われわれの言いたいことは、羊頭を掲げて狗肉を売るといふ言葉がありますが、この法案はまさにその代表的な内容を持つておるものであります。

さきに、海外邦人引揚げのために商船管理委員会ができました。この管理委員会は、アメリカからLST船約四十隻を借り受けまして、その業務に當つておつたのであります。この商船管理委員会が、昭和二十五年六月に朝鮮戦争が勃発して以來、もともとやるべき邦人引揚げというものはそつちのけで、これを朝鮮水域の、しかも軍事行動に参加させたのであります。そのために、多数の日本人が死亡したのであ

ります。しかも政府は、これを隠蔽するために、その人々の形式さきえ命令によつて禁止した事実があるのであります。今回、商船管理委員会を三月末日で解散するために、その代行機關の準備のためと称しまして、運輸大臣に、その命令によりまして、日本全船舶所有者から、必要に応じてその船舶を強制的に接収する権能を興える法案を出したのであります。すなわち、この法案というものは、邦人の引揚げという美名のもとに隠れて、

に参画し、結局行政協定の内容の隠蔽用として、はつきりここに形を現わしたものであります。この法案は、一大軍事輸送を形成するための法案でありまして、われわれ共産党といしましては、この戦争のために、飯面をかぶつて、國民の目をあざむいて提案された、かかる法案に對しましては、断固として反對するものであります。(拍手)

○議長(林譲治君) これにて討論は終局いたしました。 兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長の報告は、いずれも可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(林譲治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長の報告の通り可決いたしました。 明二十八日は定刻より特に本會議を開きます。 本日はこれにて散会いたします。 午後二時五十五分散会

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

文部大臣 天野貞祐君

逓信大臣 高橋龍太郎君

郵政大臣 佐藤榮作君

電気通信大臣 佐藤榮作君

厚生大臣 吉武 惠市君

國務大臣 岡野 清三君

國務大臣 山崎 猛君

出席政府委員

國家地方警察 柏村 信雄君

本部警備部長 龍野喜一郎君

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

審査局長 吉河 光貴君

大藏政務次官 西村 直巳君

文部大臣官 小林 行雄君

房舍計課長 房舍計課長

農林政務次官 野原 正勝君

運輸政務次官 佐々木秀世君

労働省政務局長 賀来才二郎君

朗誦を省略した報告

一、昨二十六日の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本銀行法の一部を改正する法律

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 江花 謙君

地方行政委員 大矢 省三君

法務委員 田万 廣文君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

庄司 一郎君

中馬 辰猪君

農林委員 大上 司君

運輸委員 高間 松吉君

郵政委員 山本 猛夫君

中野 武雄君

山本 久雄君

河野 金昇君

電気通信委員 島村 一郎君

労働委員 船越 弘君

経済安定委員 青木 地英俊君

河野 金昇君

青木 地英俊君

三木 武夫君

細田 榮藏君

森下 孝君

地方行政委員 大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

庄司 一郎君

高間 松吉君

山本 猛夫君

中野 武雄君

山本 久雄君

河野 金昇君

島村 一郎君

船越 弘君

青木 地英俊君

三木 武夫君

細田 榮藏君

森下 孝君

大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

田万 廣文君

大委員 大矢 省三君

電気通信委員 庄司 二郎君
 労働委員 山本 久雄君
 経済安室委員 細田 榮藏君 高岡 景吉君
 三木 武夫君 河野 金昇君
 同古館運送委員 青木 孝義君
 一、昨二十六日議員から提出した議案は次の通りである。
 夏時刻法を廃止する法律案(井之口政雄君外二十二名提出)
 夏時刻法を廃止する法律案(中曾根康弘君外七十四名提出)
 夏時刻法を廃止する法律案(船越弘君外十一名提出)
 何料給調整法案(井上良三君外九十六名提出)
 急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(坂本實君外四十六名提出)
 一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。
 最高裁判所における民事上訴事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 長期信用銀行法案
 特別調達序設置法の一部を改正する法律案
 地方公営企業法案
 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案
 法務府設置法の一部を改正する法律案
 道路運送車両法の一部を改正する法律案
 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案
 国民貯蓄債券法案
 地方財政法の一部を改正する法律案
 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案
 一、昨二十六日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
 優生保護法の二部を改正する法律案
 一、昨二十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
 一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
 特別調達序設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)
 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一二四号)
 一、以上三件 内閣委員会 付託
 地方公営企業法案(内閣提出第一一五号)
 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)
 以上三件 地方行政委員会 付託
 最高裁判所における民事上訴事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案(内閣提出第一一九号)
 以上三件 法務委員会 付託
 長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三号)
 国民貯蓄債券法案(内閣提出第一二一七号)
 以上三件 大蔵委員会 付託

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(坂本實君外四十六名提出、衆法第一一七号)
 農林委員会 付託
 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出第一一六号)
 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)
 以上三件 運輸委員会 付託
 一、昨二十六日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
 優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外九名提出、衆法第一一七号(予)) 厚生委員会 付託
 一、昨二十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号(予)) 法務委員会 付託
 一、昨二十六日第十二回例会において本院で提案審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
 在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案
 一、昨二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 新たに入学する児童に対する教科用図書の新製に関する法律案
 行政機關職員員法の二部を改正する法律案
 経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案
 外務省設置法の一部を改正する法律案
 農林省設置法等の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案
 一、昨二十六日予備審査のため次の本議員提出案を参議院に送付した。
 電源開発促進法案(水田三喜男君外五十一名提出)
 一、昨二十六日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨を参議院に通知した。
 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十七日 衆議院會議第二十五号 議長の報告